

事 務 連 絡
令和4年1月11日

会 員 各 位

安房医師会長 原 徹
保険福祉担当理事 杉本雅樹

診療科目欄変更に伴う入会申込書関係様式の改正及び
「入退会書類記入上の留意事項」の更新について
(会員・保険福祉に関する情報提供)

日頃より、安房医師会へのご支援ご協力をいただき大変感謝申し上げます。

標記につきまして、別紙のとおり千葉県医師会より通知がございましたので、お知らせ申し上げます。

また、今後は安房医師会入会申込書につきましても更新後の様式をご利用ください。

記

1. 診療科目欄変更に伴う「千葉県医師会入会申込書」の様式改正及び日本医師会&千葉県医師会「入退会書類記入上の留意事項」の更新について
(令和3年12月14日 千医第1842号 全8ページ)
2. 安房医師会入会申込書原本(20220101 一部変更後様式)・・・1枚

以上

なお、下記にて情報公開してございます。

安房医師会ホームページ <http://www.awa-ishikai.jp/>
安房医師会トップ→ 安房医師会 (新着情報)

公益社団法人安房医師会 事務局
〒294-0045 館山市北条740番地1
TEL 0470-22-0228
FAX 0470-22-4035

千医第 1842 号
令和 3 年 12 月 14 日

各地区医師会長 様

千葉県医師会長
入江 康文
(公印省略)

**診療科目欄変更に伴う「千葉県医師会 入会申込書」の様式改正
及び 日本医師会&千葉県医師会「入退会書類記入上の留意事項」の更新について**

平素より日本医師会及び本会の入退会手続きにつきまして、特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

千医第 1137 号（令和 3 年 7 月 16 日付）にてご連絡しましたとおり、「千葉県医師会入会申込書」の診療科目欄を変更することと致しました。今般新様式が完成しましたので、各地区医師会宛に 10 部ずつお送りいたします。変更点の詳細については下記をご確認いただき、お手持ちの残部（～R3.04）につきましては、可能な限り新様式（R3.12）に切り替えていただけると幸いです。部数の追加希望がございましたら、下記担当者までご連絡ください。

また別添のとおり、日本医師会及び本会の入退会書類記入上の留意事項についても更新いたしました。主な変更点として、診療科目欄に「臨床研修医（研修医）」が加わったことによる説明追記の他、「開設主体（特に、医療法人か一人医師医療法人か）」を正確にご記入いただくよう追記しております。その他赤字表記や赤字にて、追記箇所や問合せ・不備が多い箇所をマークしましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

医療法人か一人医師医療法人かについては、書類記入時に意識しやすいよう本会入会申込書と変更報告書に補足を追記することに致しました。入会申込書については今回の R3.12 版より、変更報告書については現在の在庫がなくなり次第、順次切り替えをしていきます。医賠償保険の適用範囲に関係する項目のため、貴会におかれましても会員への書類受け渡し時にご確認の上、ご提出いただきますようご協力の程お願いいたします。

つきましては入退会手続きの円滑な実施について、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



担当：総務課 海老澤
(Mail : k.ebisawa@office-cma.or.jp)

記

総務担当
会員部門担当（保険・福祉）

別紙1) 千葉県医師会「入会申込書」新様式 (R3.12)

**診療科目：「神経内科 (神内)」を「脳神経内科 (脳内)」に改正し、
「臨床研修医 (研修医)」と「全科」を追加しました。**

→今後研修医会員としてご入会いただく場合は、『主たる科目』欄か『その他の科目』欄の
いずれかに必ず「臨床研修医」(「研修医」でも可)を含めて記載いただくようご案内ください。
また本会送付前に、貴会でもご確認の上ご提出いただきますようご協力の程お願い致します。

→これまで「神経内科」と登録していた本会データを全て「脳神経内科」に変更しました。
今後旧様式の入会申込書を用いて提出があった場合、
「神内」に○がついているものは本会登録時に「脳内」で登録させていただきます。

→本会会員名簿についても、これまで「神内 (神経内科)」と表記されていた会員科目は
令和4年度版より「脳内 (脳神経内科)」表記となりますので、
貴会におかれましてもあらかじめご了知おきいただきますようお願い申し上げます。
※従前の「神内」表記で登録を希望する会員については、
会員名簿発行後に個別に申し出ていただくことになる予定です。

開設主体欄：医療法人と一人医師医療法人の横に「※」マークを追加し、補足文を追記しました。

→医賠償保険の適用範囲に関係するため、
正確な開設主体に○をつけていただくようご案内下さい。
(特に、一人医師医療法人のところ誤って医療法人に○をされるケースが多いのでご注意下さい)

別紙2) 千葉県医師会会員「変更報告書」

**変更事由②「医療機関・法人化」の横に「※」マークを追加し、
ページ中央に補足文を追記しました。**

→現在の在庫がなくなり次第、順次切り替えをしていきます。
→医賠償保険の適用範囲に関係するため、正確な開設主体をご記入いただくようご案内下さい。
法人化した時の変更内容欄・記入例： 医)○○会 ○○○クリニック (一人医師医療法人)

※法人化した時だけでなく、日医変更届 (異動報告書)が提出された際は
書類受取時に「開設主体」欄が正しく記入されているか (誤表記で変更になっていないか) を
ご確認いただきますようお願いいたします。

千葉県医師会会員 変更報告書

①県医提出用

フリガナ		現在の日医会員登録	変 更 年 月 日
氏 名		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 年 月 日
医 籍 登 録 番 号			
変 更 事 由 該当する事項に○印をつけて下さい（複数回答可） 下記①～⑧については、医療機関の代表者が届出下さい。 			
① 医療機関・名称変更 ⑧ 医療機関・代表者変更 ⑮ 自宅住所変更 ② 医療機関・法人化 [※] ⑨ 氏名変更 ⑯ 自宅電話番号変更 ③ 医療機関・住所変更 ⑩ 診療科目変更 ⑰ 所属医療機関変更 ④ 医療機関・電話番号変更 ⑪ 日医入会 ⑱ 医籍登録番号変更 ⑤ 医療機関・FAX 番号変更 ⑫ 日医退会 ⑲ 文書送付先変更（自宅・施設いずれか） ⑥ 医療機関・病床数変更 ⑬ 日医会員区分変更 ⑳ 医会 ⑦ 医療機関・診療科目変更 ⑭ 県医会員区分変更 ㉑ その他変更			
変 更 内 容 欄 上記にて○印をつけた項目について、変更内容を詳細にご記入下さい。 			

※医療法人の場合は、法人名と併せて一人医師医療法人と医療法人のどちらかもご記入下さい。
 （一人医師医療法人：常勤医師が1～2人の診療所を1箇所のみ開設する医療法人）

※地区医師会記入欄

〔①～⑦を変更する場合：同医療機関に所属する県医会員の氏名・医籍登録番号を明記下さい。〕	
医師会長 <input type="checkbox"/>	報 告 年 月 日 令和 年 月 日

県 医 処 理 欄					
受付	名簿	コード	端末	原簿	日医

施 設 コ ー ド	
頁	
備考	

入退会書類 記入上の留意事項

R3.12

- 地区医師会をまたぐ医療機関の異動は、一度前・地区医師会を退会して新・地区医師会から再入会することになります。(同地区医師会内での異動は、変更届で対応可能です)

■入会年月日・異動年月日・退会年月日の記入にあたって

会費の切れ目：会費は3期(①4~7月、②8~11月、③12~3月)にわかれており、
4月1日、8月1日、12月1日~新しい期が始まります。

→3/31入会だと、3期目(~3月までの会費)+1期目(4月~)の会費がかかってしまいますが
4/1入会ならば、1期目~の会費だけで済みます。

※院長交代が会費の切れ目に重なるときなど、特にご注意ください。

(例：前任者3/31退会、後任者4/1入会ならば各々1期分で済みますが、

前任者3/30退会、後任者3/31入会だと、後任者は2期分かかってしまいます)

本会で書類確認後、貴会宛にご提案させていただくことがありますのでご了承ください。

■医療機関・開設主体について

医賠償保険の関係で重要な項目のため、正確にご記入いただくようご案内下さい。

※法人の場合「医療法人」と「一人医師医療法人」のどちらなのかも重要です。

(医療法人か一人医師医療法人かによって、訴訟が起きた際の保険適用範囲が異なります)

- ・ 同じ法人がある場合 … 『医療法人』
- ・ “ ” ない場合 … 所属医療機関の常勤医師が 3名~ : 『医療法人』
~2名 : 『一人医師医療法人』

実際は一人医師医療法人のところを医療法人と誤記入されているパターンが多々あります。

入会時や法人化した時だけでなく、日医変更届(異動報告書)の提出があった際も

「開設主体」欄が正しく記入されているか、注意してご確認いただくようお願い致します。

誤りがあった場合・変更があった場合は、

正しい情報に書類を修正の上、ご提出いただきますようお願い致します。

例：自宅住所やTEL番号の変更のみで書類を提出したつもりが、日医届の開設主体欄も変わっている etc

< 県医届について >

【 入会届 】

- ・ 診療科目…研修医会員としてご入会の場合は、
必ず「臨床研修医（研修医）」を含めてご記入いただくようご案内ください。
- ・ 「主たる科目」…空欄でなく、一覧からひとつ選び、手書きでご記入いただくようご案内ください。
- ・ 「開業会員記入欄」「勤務・研修会員記入欄」…どちらか該当する方へご記入いただくようご案内ください。
（雇われ院長の場合でも、開業会員（代表者・管理者）として入会する場合は、
勤務会員欄でなく開業会員欄にご記入ください。開業会員＝管理者会員です。）
- ・ 開業会員記入欄の「開設主体」…医賠償保険の関係で重要な事項です。
法人の場合「医療法人」と「一人医師医療法人」のどちらなのか
正しいものに○をつけるようご案内ください。
（医療法人が一人医師医療法人かによって、保険適用範囲が異なります）

同じ法人がある場合… 医療法人
〃 ない場合… 所属医療機関の 常勤医師が 3名～：医療法人、
～2名：一人医師医療法人

【 変更届 】

- ・ ①～⑧を変更する場合は、医療機関の代表者（管理者会員）の届出が必要です。
- ・ ①～⑦を変更する上で、同医療機関に所属する県医会員が他にいる場合は、お手数ですが
管理者会員の届出・地区医師会記入欄に該当者の氏名と併せて、医籍番号もご記入いただけると幸いです。
※管理者会員の届出・地区医師会記入欄にご記入いただければ、
①～⑦変更にあたって同医療機関に所属する勤務会員の届出は不要です。
例）医師会 花子（No. 123456） と記入。※書類で届け出る本人については、重複になるため地区医師会記入欄には記入不要です。

- ・ 日医のみ入会・退会する場合も、県医変更届の提出が必要です。

（県医変更届の⑪日医入会、⑫日医退会に○をつけてください）

- ・ ⑱文書送付先変更：非開業会員（＝休診中も含む）になる場合は、必ず「自宅」となります。

- ・ 変更内容欄はできるだけ詳細にご記入いただくようご案内お願いします。

また医療機関が閉院となる場合、変更内容欄にその旨ご記入いただけると幸いです。

例）⑬日医会員区分変更：⑬A 1 → A 2 B、⑭県医会員区分変更：⑭開業 → 勤務

⑰所属医療機関変更：⑰〇〇クリニック → 〇×病院（※〇〇クリニック閉院）

<日医届について>

【全体】

- ・訂正箇所には訂正印を捺してご提出をお願いします（本人または地区医師会のもの）
- ・「所属施設名」…法人の場合は法人名もご記入いただくようご案内ください（医療法人社団～）

【入会届（入会申込書）】

- ・県医届の記載内容と、日医届の記載内容が一致しているかをご確認の上、ご提出いただくようご案内・ご協力をお願いします。
（特に、**開設主体**や科目が一致しているか・マンション&ビル名記載の有無が統一されているかご確認ください）

【変更届（異動報告書）】

- ・ご提出いただいた変更届を確認していると
○のついた変更希望項目以外にも、現在の登録と異なっている箇所が多々あり
日医や本会も、記載間違いなのか変更をご希望なのか判断ができない場合があります。
お手数ですが貴会でも「現在の会員登録状況」と「今回ご提出いただく変更届」の内容を照合し、
○がついた項目以外にも、変更箇所がないかご確認の上ご提出いただくと幸いです。
（例：日医入会のみ○がついているが、他の項目（**開設主体**や科目・自宅FAX番号）が現在の登録と異なっている etc）
- ・上記に関連して、県医届の記載内容と日医届の記載内容が一致していない場合があります
こちらをご確認いただくと幸いです。
（**開設主体**や科目が一致しているか・マンション&ビル名記載の有無が統一されているか etc もご確認いただくと幸いです）

【日医 変更届（異動報告書）の書き方】

■開業→非開業（休診）の場合

3. 異動事由 → 14 と休業、15 に○
4. 会員区分 → 都道府県欄：「非開業」
5. 所属施設名 → 施設名＋「(休業)」
8. 文書送付先 → 自宅
10. 開設主体&11. 施設・業務 → 「99」

■開業→非開業（※休診でない）場合

3. 異動事由 → 14 と廃業 or 退職に○
（廃業Bの場合は、15 と廃業Bに○）
※廃業BなのかBなのか（又はA2Bなのか）注意
4. 会員区分 → 都道府県欄：「非開業」
5. 所属施設名 → 「自宅会員」
8. 文書送付先 → 自宅
10. 開設主体&11. 施設・業務 → 「99」

注意) 『**廃業B** (今後、医療行為(手伝い含む)・学校医や産業医活動をしない。廃業後10年間は過去の医療行為分について遡って保険がつく)』と

『**A2B** (保険あり。医療行為を行う)』と『**B** (保険なし)』は異なる会員区分です。

先生ご本人が希望する会員区分と、書類の記入が異なっているケースが多々見受けられます。

「廃業B」なのか「B」なのか（又はA2Bなのか）、正しく記入されているかを注意してご確認お願い致します。

廃業Bの場合 の書き方

『3. 異動事由』の「15」と会員変更()内の「**廃業B**」に○をし、『4. 会員』区分の日医「B」に○をつけ**Bの上に「廃」と記入。**

Bの場合 の書き方

『3. 異動事由』の「15」にだけ○をし（**廃業Bに○はせず**）、『4. 会員』区分の「B」に○をつける。

※県医届は廃業Bと記載しているが 日医届は廃業Bの記載になっていない／県医届はBと記載しているが日医届は廃業Bに○がついている
／日医届3. 異動事由は廃業Bに○がついているが、4. 会員欄はBに○がついている（「廃」が未記入）

…など正しい会員区分がわからない書類がありますので、ご注意ください。

【 日医 入会届（入会申込書）と変更届（異動報告書）の記入にあたって 】

・「入会年月日」「異動年月日」欄…記入漏れがないかご確認ください。

また県医届と日医届で日付が一致しているかご確認ください。

・「所属（入会・退会）する医師会欄」の隣にある『(医師会使用欄)』

…日医が指定する地区医師会コード4桁をご記入ください（別表参照）

千葉	1201	柏	1208	山武	1217
習志野	1202	流山	1209	茂原市長生郡	1218
八千代	1203	野田	1210	夷隅	1219
船橋	1204	我孫子	1211	安房	1220
鎌ヶ谷	1205	印旛市郡	1212	君津木更津	1221
市川	1206	香取郡市	1213	市原	1222
浦安	1226	銚子	1214	千葉大	1223
松戸	1207	旭叵瑳	1216	国立	1224
				県庁	1225

・「会員」欄…所属医師会名でなく各医師会での『会員区分』をご記入いただくようご案内ください。

※ご参考までに、「都道府県」医師会欄（千葉県医師会）の場合は下記のいずれかになります。

- ・診療所管理者…0～19床
- ・病院管理者…20床～
- ・勤務
- ・非開業…休診中も含まれます
- ・研修医

・「開設主体」…医賠償保険の関係で重要な事項です。

法人の場合「医療法人（09）」と「一人医師医療法人（10）」のどちらなのか

正しいものをご記入いただくようご案内ください。

（医療法人か一人医師医療法人かによって、保険適用範囲が異なります）

同じ法人がある場合…医療法人

〃 ない場合…所属医療機関の常勤医師が 3名～：医療法人、～2名：一人医師医療法人

開設主体以外の項目を変更する場合であっても、

日医変更届が提出された際は、開設主体欄の記入に誤りがないかご注意ください。

法人化した時の変更内容欄・記入例：（医） 社団〇〇会 〇〇〇クリニック（一人医師医療法人）

・「施設・業務」

…開設者または法人の代表者で 管理者を兼ねる医師（＝法人の代表者（理事長）であり院長である）

…開設者または法人の代表者で 管理者を兼ねない医師（＝法人の代表者（理事長）だが院長ではない）

…勤務する者で管理者の医師（＝雇われ院長）

